

2015

5.1

みんなの心と力をひとつに

市報

# ひがしまつしま

東松島の未来を担う子どもたちを健全に育む地域づくりは、市の重要な課題です。そのためには、子育て世代を支える取り組みの充実が求められます。市では、生まれ育つすべての子どもたちが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指して、今年3月に「東松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今号の特集では「子ども・子育て支援事業計画」の概要や地域ぐるみで子育て世代を援助する「ファミリーサポートセンター事業」の仕組み、子育てを応援する相談窓口などを紹介します。市ではこれからも、世代を超えて市民の皆さんが「住んでいてよかった」と実感できるまちづくりを推進していきます。



## みんなで築く子育ての輪

～東松島市子ども・子育て支援事業計画と  
子育て応援事業などの紹介～

写真…遊びを通して集団生活を学ぶ子どもたち。元気な声がホールに響いていました(4月15日、大曲保育所)

市報  
ひがし  
まつしま  
No.170

- 特集 みんなで築く子育ての輪 ----- P2～P5
- まちの情報広場 ----- P6～P8
- 市民協働のまちづくり ----- P9
- もっと知りたい!ひがしまつしま ---- P12～P13
- ヘルシーインフォメーション ----- P18
- 市民のカレンダー ----- P20
- City View ----- P10～P11
- 知っ得情報 ----- P14～P17
- 戸籍のまどほか ----- P19



東松島市キャラクター イート&イーナ (右) (左)



# 地域ぐるみで子育て支援 ファミリー・サポート・センター事業

## 安心して子育てができる環境づくり

市では、子育てに励む市民を支えるため、ファミリー・サポート・センター事業を推進しています。同事業は、仕事や急用などで子どもを預けたい人と、預かって世話をしたい人を会員組織化し、安心して子育てができる環境をつくっていく活動です。市内では多くの利用・協会員が活用しています。

ファミリー・サポート・センター事業ってなんですか？

仕事や急な用事で子どもの世話ができない時に「誰か子どもを預かってくれたり、送迎してくれたりしたら助かるのに…」などと思うことはありませんか？

そんな時、地域で子育て支援を受けた方(利用会員)と、支援ができる方(協力会員)が信頼関係をもとに、子どもを預けたり、預かったりする、地域ぐるみで行う子育て支援活動、それが「ファミリー・サポート・センター事業」です。

どんな人が  
会員になれますか？

**◆利用会員**  
東松島市に住んでいる、または市内の事業所などに勤めていて、子どもを預かってほしい方。生後2カ月から小学6年生までの子どもを持つ保護者が対象です。

**◆協会員**  
市内在住で、子どもを預かることができる方。20歳以上で心身ともに健康で、自宅で安全に子どもを預かることができる方。

**◆両方会員**  
利用会員と協会員の両方を兼ねる方

※入会申し込みは事務局(矢本子育て支援センター)で受け付けます。

※協会員、両方会員を希望する方は事務局が主催する講習会を受講していただきます。



望む方は事務局が主催する講習会を受講していただきます。

どんな時に  
利用できますか？

利用会員の就業や私用でリフレッシュしたいときなどに活用いただけます。支援を受けるための理由は原則的に問いません。

利用した時に費用などはかかりませんか？

子どもの引き取りの都度、利用会員は協会員に報酬を支払います。また活動中の方の事故に備えて「ファミリー・サポート・センター保険」に加入していただきます。保険料は事務局が負担します。

利用できる時間帯を  
教えてください

平日午前7時から午後7時までの援助を必要とする時間で利用できます(宿泊は行いません)。

ただし、利用会員と協会の合意があれば、右記以外の時間帯の援助活動も可能です(3ページファミリー・サポート・センター利用時間参照)。

■問 ファミリー・サポート・センター事務局 矢本子育て支援センター(内)  
☎84-2676



子どもの笑顔が励み  
気軽に利用して

協会員  
でしるぎはるこ  
手代木 治子さん  
(行政区等：平岡)



顔が見える安心感  
身近で便利な事業

利用会員  
たかしる  
高階 睦さん  
(行政区等：河戸/宮原右)



土・日曜も仕事をしており、子どもを預けるところを探した時に、ファミリー・サポート・センター事業について矢本子育て支援センター「ほっとふる」から紹介を受けました。いろいろと詳しい説明を聞き、とても便利だと思い利用しました。預かってくれる会員の皆さんは講習を受けて経験もあり、事前の打ち合わせで顔が見える安心感がとても良いです。近隣の方を紹介していただけるうえに、時間帯も幅広く、本当に助かっています。利用後の報告書で子どもたちの様子がどうだったのかが分かるのもありがたいです。私自身も子育てが落ち着いたら、今度は依頼を受ける側として、この事業に関わっていきたいと思います。

以前、幼稚園教諭をしており、小さな子どもと接するのが好きでした。またわが家でも子どもが大学を卒業し、自分自身にも心の余裕ができたことなどから、平成20年に会員登録しました。経験上、子育ての大変さはよく分かります。私の活動が、地域の子育て世代の皆さんの一助になっているのならうれしく感じます。お子さんを預かっている間は、家庭にも笑顔が増えるので、依頼されるのを楽しみにしています。お迎えの際などに保護者の方とお茶のみをしながら、お子さんの様子や子育て全般についての情報交換ができれば有意義だと思います。これからも皆さんの力になれるよう励んでいきます。

# 東松島の子育て・教育関連施設や 団体・相談先・制度を紹介します(乳幼児から就学前児童対象)

※平成27年4月時点の内容なので変更がある場合もあります。詳しい内容は必ず問い合わせください。

## 市内の保育所・幼稚園を紹介します

### ●保育所・保育園(市立・私立)

市立保育所名	住所	連絡先(電話番号)	利用可能サービス				利用可能サービスの概要 保育時間など
			延長保育	障がい児保育	乳児保育	一時保育	
矢本東保育所	矢本字大溜13-1	82-2101	○	○	○	○	●延長保育:18時~19時 ●障がい児保育:中程度の障がい有する3歳以上の集団保育が可能なお子さんが対象 ●乳児保育:おおむね生後6か月~
大曲保育所	大曲字筒場89-1	82-3284	○	○	○	○	
赤井北保育所	赤井字館前220-3	82-6396	×	○	○	○	
赤井南保育所	赤井字有明7-1	82-4019	○	○	×	○	
大塩保育所	大塩字線ヶ丘3丁目1-1	82-2205	×	○	○	○	
小野保育所	小野字中央38-2	87-3110	○	○	○	○	
矢本西保育園 (運営主体:矢本子育て会)	矢本字道地浦139-1	84-2801	○	○	○	○	

小規模認可保育園	住所	連絡先(電話番号)
GENKIっこ保育園 東松島園	大曲字環の内南145-2	98-4641

■市内の保育所に関する問 子育て支援課保育班 ☎内線1182

### ●幼稚園(市立・私立)

幼稚園名	住所	連絡先(電話番号)	入園対象年齢	預かり保育	給食	送迎バス
矢本中央幼稚園(市立)	矢本字大溜81	82-4519	4歳~	×	週2回火・木のみ	×
矢本はなぶさ幼稚園(私立)	赤井字川前二215-1	83-3423		○	週2回火・木のみ	○
鳴瀬幼稚園(私立)	小野字町120	87-2105	満3歳~	○	月7回	○
のびる幼稚園(私立)	矢本字西新町10-19	84-2720		○	週2回火・木のみ	○

■公立幼稚園に関する問 教育総務課教育総務班 ☎内線1293

■私立幼稚園に関する問 各幼稚園



## 市内の子育てサークルや 相談先を紹介します

### 自主子育てサークル

●ちゅうりっぷ会 ■活動場所 南浦地区センター

■日時 毎月第2、第4火曜日(10時15分~12時30分)

●わんぱくキッズ ■活動場所 大塩市民センター

■日時 月1回(10時~12時)

●こっこクラブ ■活動場所 矢本東市民センター

■日時 毎月第2・4火曜日(10時30分~13時)

●とらの子クラブ ■活動場所 野蒜市民センター

■日時 月1回(10時~12時)

※いずれも0歳~就園前の乳幼児が対象。

■自主子育てサークルへの問

矢本子育て支援センター「ほっとふる」 ☎84-2676

鳴瀬子育て支援センター「あいあい」 ☎87-2338

### 相談窓口

●矢本保健相談センター ■問 ☎82-1111 内線3108

●矢本子育て支援センター「ほっとふる」 ■問 ☎84-2676

●鳴瀬子育て支援センター「あいあい」 ■問 ☎87-2338

●東松島市役所 子育て支援課 子育て支援班

■問 ☎82-1111 内線1181

●宮城県東部児童相談所 ■問 ☎0225-95-1121

## 子どもを預けたい

### ●保育所での一時保育事業

家族の疾病や冠婚葬祭、学校行事参加などで一時的に保育が必要となった児童をお預かりします。※2日前までの問い合わせ必須。

■利用時間(8時30分~16時30分)

お子さんの年齢	4時間未満	4時間以上
3歳未満	2,000円	4,000円
3歳以上	1,000円	2,000円

■問 子育て支援課保育班 ☎内線1182

### ●ファミリー・サポート・センター <2ページ参照>

地域において子育ての支援を受けたい人と支援できる人が会員となり子育てを助け合う会員組織です。利用したい方も支援できる方も会員登録をしてください。

■利用できる内容

保育施設などまでの送迎やその前後の預かり、保護者などの短時間就労や残業時の預かり、学童保育時間前後の送迎や預かりなど

■利用時間(申込受付時間:8時30分~17時)

お子さんの年齢	利用時間	料金(1時間)
市内にお住まいのおおむね 生後2か月~小学6年生まで	月~金曜 7時~19時	600円
	月~金曜 19時~21時 土日・祝日・年末年始	700円

■問 矢本子育て支援センター「ほっとふる」 ☎84-2676

## 4月から子ども医療費助成制度の所得制限が撤廃

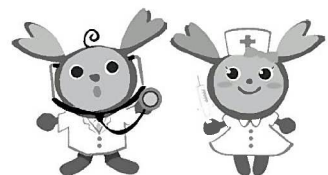
市では、これまで子ども医療費助成制度で所得制限を設けていましたが、平成27年4月から所得制限を廃止し、15歳(中学校3年生修了)までのすべての児童が助成対象となりました。

まだ交付申請手続きが済んでいない方は、下記担当で交付申請手続きが必要になります。

なお、すでに交付申請手続きを行い、所得制限により非該当になっていた児童につい

ては、平成27年3月末に受給者証を郵送しています。

■問 子育て支援課子育て支援班 ☎内線1184



## ◆事業の基本的な考え方

市では「ふれあいの輪の中で子育て家庭を支えあうまち」と題して、子ども・子育て支援に対する3つの理念を掲げています。

### 子ども・子育て支援の基本的な考え方



#### (1) 子どもの育ちに関する理念

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立った取り組みを推進します。
- 発達<sup>ひこくふんた</sup>の連続性、個人差に留意しつつ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を育む環境づくりを進めます。

#### (2) 子育てに関する理念

- 保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、親としての成長を支援します。

#### (3) 地域全体による子ども・子育て支援

- 市が実施主体となり、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の総合的な提供に努めます。
- 地域社会全体が子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていくための環境づくりを進めます。

これらの基本理念の考え方を踏まえうえて、家庭、地域、事業者、そして行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となることが、子どもの健やかな成長につながると考えます。

子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関と連携しながら実施していきます。

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法により各都道府県および市町村には、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。  
市では、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、生まれ育つすべての子どもたちが健

やかに成長できる環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、27年4月から「東松島市子ども・子育て支援事業を本格的に実施してまいります。」  
ここでは市が目指す子ども・子育て支援の形や今後の方策について紹介いたします。

# 市全体で取り組む 子ども・子育て支援事業

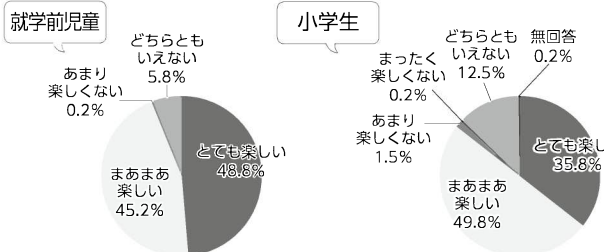
保護者の意見を計画に反映

## ◆子育てに関するニーズ調査

市では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、就学前児童・小学生の保護者を対象とした利用者意向把握調査(ニーズ調査)を実施しました。(調査期間は平成25年11月)

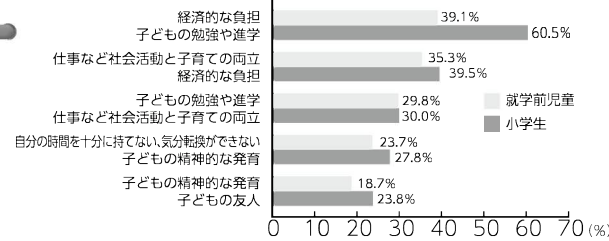
### 9割が「子育ては楽しい」

就学前児童、小学生のいずれの保護者も8~9割が子育てを「楽しい」と回答しており、充実感をうかがえました。(調査期間は平成25年11月)



### 子育ての不安や悩み

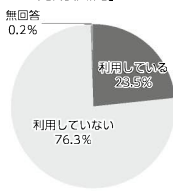
子育ての不安や悩みについては就学前児童、小学生ともに「経済的負担」、「子どもの勉強や進学」、「仕事など社会活動と子育ての両立」、「子どもの精神的な発育」の4項目がそれぞれの上位を占めました。



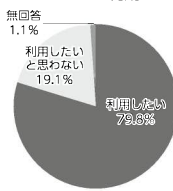
### 放課後児童クラブの利用

小学生保護者を対象に放課後児童クラブの利用状況・意向をたずねたところ、利用していない人が多数でした。しかし「小学4年生以降も利用したい」と回答した人は8割、「6年生まで利用したい」と回答した人はほぼ半数を占め、放課後児童クラブの必要性が感じられる結果となりました。

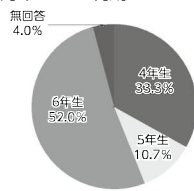
### 【現在の利用状況】



### 【小学4年生以降も利用したいか】



### 【何年生まで利用したいか】



## ◆今後の方策

#### ・利用者支援事業

庁舎内の子育て支援課に専門職員を配置し、教育・保育施設や子育て支援事業の情報を提供しながら、皆さんの相談に応じます。また関係機関との連絡調整なども担います。

#### ・地域子育て支援拠点事業

市内2カ所の子育て支援センター(ほっとふる・あいあい)では引き続き、利用者の皆さんのニーズにきめ細かく対応し、より一層の充実を図ります。

#### ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」において、保育施設への送迎や保護者の病気や急用等の場合に預りのニーズに対応します。

#### ・放課後児童健全育成事業

仕事などで、昼間は家庭に保護者がいない小学生に対し、安心安全に過ごせる場所を確保し、健全育成を目指す事業です。主に既存の放課後児童クラブを引き続き実施し、高学年も含めたニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

■問 子育て支援課保育班 ☎内線1184





# 4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」が、4月から本格スタートしました。これにより、新制度に移行を予定している幼稚園(一部の施設を除く)や保育所(園)、地域型保育事業施設などへ入所・入園を希望する場合は、所定の手続きが必要となります。

## ○新たに支給認定の手続きが必要になります

施設の利用を希望する場合、利用のための支給認定を受けていただきます。

3つの認定区分	対 象
1号認定	満3歳以上の小学校修学前の子どもであって、幼稚園(※1)教育を希望する子ども(教育標準時間認定)
2号認定(※3)	満3歳以上の小学校修学前の子どもであって、保育を必要とする子ども(※2)(保育標準時間・保育短時間認定)
3号認定(※3)	満3歳未満の小学校修学前の子どもであって、保育を必要とする子ども(※2)(保育標準時間・保育短時間認定)



※1:市内私立幼稚園については、新制度への移行予定施設はありませんので、支給認定を受ける必要がありません。例年どおりの申込手続きとなります。

市立矢本中央幼稚園へ入園を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。

※2:保育が必要な事由には就労・出産・親族の介護など、様々な条件があります。※3:2号認定、3号認定を受けた方は、「保育標準時間(最長11時間保育)」「保育短時間(最長8時間保育)」に区分されます。

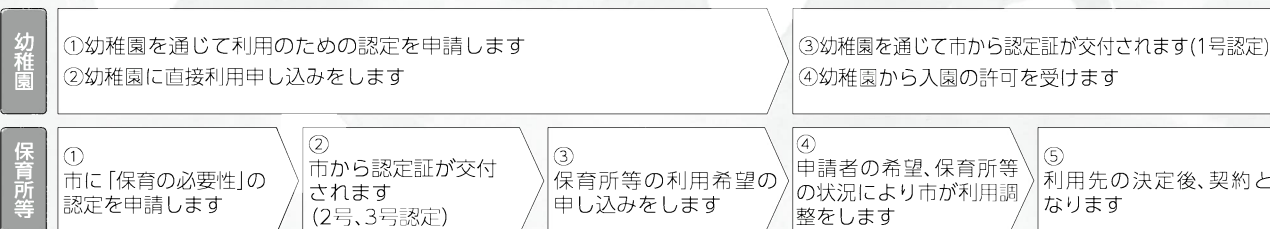
## ○地域型保育事業(小規模保育事業)

これまで認可外保育施設だったGENKIっこ保育園は、地域型保育GENKIっこ保育園東松島園(小規模保育事業B型)として新たに運営します。

## ○新制度による幼稚園や保育所等の利用料金

利用料金は所得に応じた負担を基本として、国が定める基準を上限として市が新たに設定します。

## ○子ども子育て支援新制度による施設利用の流れ(公立幼稚園、保育所、地域型保育事業施設希望の場合)



■問 子ども・子育て支援新制度に関すること:子育て支援課保育班 ☎内線1181・1182  
公立幼稚園に関すること:教育総務課教育総務班 ☎内線1293

## 児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当は、ひとり親の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るための制度です。

●支給要件 次のいずれかに該当する児童を監護し生計を同じくする場合に児童扶養手当を支給します。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父又は母が一定の障害の状態である児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎したかどうかわからない児童(遺児など)

※児童扶養手当法第35条には罰則規定があり、「偽りそのほかの不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金」となっています。婚姻(同居やそれに近い事実上の婚姻も含む)や監護しなくなったなどの支給要件の変更があった場合、届出を忘れずに行ってください。

●支払時期 通常は毎年4月、8月、12月の11日に(11日が休日の場合は手前の平日)、それぞれ前月分までが指定の口座に振り込みで支払われます。

●支給額 ※平成27年4月分から手当月額が変更となっています。

児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

- 児童1人の場合
  - 全部支給……………月額42,000円
  - 一部支給(所得の額に応じた額)……………月額41,990円～9,910円
- 児童2人以上の加算(上記の額に加算)
  - 2人目……………月額5,000円
  - 3人目以降……………月額3,000円

●現況届 児童扶養手当を受けている方は、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため、毎年8月1日における状況を記載した「現況届」の提出が必要です。提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。

### ●所得制限

扶養人数	受給者本人		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000

※扶養義務者は受給者と住所を同じくし(世帯分離をしていても住所が同じであれば所得判定対象)、受給者の血縁にある三親等以内の方が扶養義務者として所得判定されます。

■問 子育て支援課子育て支援班 ☎内線1184

## 特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●支給対象児童 20歳未満で、おおむね療育手帳のAとBの一部、及び身体障害者手帳の1級から3級と4級の一部に相当する障害を有する児童。(なお、手帳をお持ちでなくても申請できる場合があります)

ただし、対象児童が障がいを理由とする公的年金を受けられることができるときや、対象児童が児童福祉施設などに措置または契約入所しているとき(施設などに通所の場合や保護者とともに入所する場合(母子入所など)、グループホームおよびケアホームへの入所の場合は除きます)は手当を受けることはできません。

●手当額 ※平成27年4月より手当月額が変更となっています。

申請のあった月の翌月から、対象児童の20歳の誕生日まで支給されます。

- 1級該当児童1人につき 月額51,100円
- 2級該当児童1人につき 月額34,030円

●支給時期 毎年4月、8月、11月の11日に宮城県より指定金融機関の口座に振り込まれます(11日が休日にあたる場合は、手前の平日が振り込み日となります)。

●所得制限 手当を受けようとする方、または同居する扶養親族の所得が手当を受ける前年の所得(1月分～7月分の手当については、前々年の所得)が一定額以上あるときは、手当が停止されます。

扶養親族等の数(税法上の人数)	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円

※扶養義務者は受給者と住所を同じくし(世帯分離をしていても住所が同じであれば所得判定対象)、受給者の血縁にある三親等以内の方が扶養義務者として所得判定されます。

●所得状況届 受給資格者は、毎年8月10日から9月11日までの間に、必要書類を添付のうえ、所得状況届を提出しなければなりません。この届出により、受給資格者の資格審査および所得審査が行われ、その年の8月から翌年7月分までの手当支給額等が決定されます。

◎注意事項 受給資格の認定を受けた方は、児童数増加や児童の障害程度の増進など、手当額の改定を行うべき事由が生じた場合、または住所などの変更が生じた場合には、それぞれ必要な届を速やかに提出する必要があります。

■問 子育て支援課子育て支援班 ☎内線1184

# 東松島市被災住宅再建支援事業等〈拡充〉のお知らせ

平成27年度申請受付中

市では、東日本大震災により被災した住宅の再建支援事業を実施しています。

平成27年4月より被災者の住宅再建を推進するため、建設購入経費および、住宅補修経費の補助金額を拡充します。

**東松島市内で、再建した方が拡充の対象となります。**

拡充の内容は、建設購入経費の補助額を津波防災・浸水区域は完了年度別に300万円～350万円に、非浸水区域・転入者(市外浸水区域)は150万円に、補修経費の補助額を防災区域は150万円、浸水区域は100万円に増額します(金額は、いずれも上限額)。

また、利子補助対象者に関しては、利子補助と経費増額分の併用が可能となります。

すでに補助済の方には差額分を交付します。**交付対象者には順次、市より申請書類などを郵送していますが、申請件数が多いことから、お待たせする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**



## 補修申請期限のお知らせ

補修(修繕)の補助申請は、**平成28年3月31日**で終了となりますので、まだ申請していない方は早めに申請ください。

## 東松島市被災住宅再建支援事業の拡充内容

(金額はいずれも上限額)

再建方法	これまでの補助上限額	拡充金額	新補助上限額	
市内津波防災区域内で住宅ローンを利用して建設・購入(利子補助)	300万円	100万円(平成23年度完了)	400万円	
		120万円(平成24年度完了)	420万円	
		150万円(平成25年度以降)	450万円	
市内津波防災区域内で住宅ローンを利用しないで建設・購入(経費補助)	200万円	100万円(平成23年度完了)	300万円	
		120万円(平成24年度完了)	320万円	
		150万円(平成25年度以降)	350万円	
市内津波防災区域外で住宅ローンを利用して建設・購入(利子補助)	200万円	100万円(平成23年度完了)	300万円	
		120万円(平成24年度完了)	320万円	
		150万円(平成25年度以降)	350万円	
市内津波防災区域外で住宅ローンを利用しないで建設・購入(経費補助)	200万円	100万円(平成23年度完了)	300万円	
		120万円(平成24年度完了)	320万円	
		150万円(平成25年度以降)	350万円	
借り入れをして住宅を補修	200万円	50万円	250万円	
借り入れをしないで住宅を補修	100万円	50万円	150万円	
東松島市内の民間賃貸住宅に入居災害公営住宅に入居		引越費用は、かけ近事業・防災事業で随時受付中80.2万円(事前申請)		
市内津波防災区域内で住宅ローンを利用して建設・購入(利子補助)	300万円	100万円(平成23年度完了)	400万円	
		120万円(平成24年度完了)	420万円	
		150万円(平成25年度以降)	450万円	
	市内津波防災区域内で住宅ローンを利用しないで建設・購入(経費補助)	200万円	100万円(平成23年度完了)	300万円
			120万円(平成24年度完了)	320万円
			150万円(平成25年度以降)	350万円
	市内津波防災区域外で住宅ローンを利用して建設・購入(利子補助)	300万円	100万円(平成23年度完了)	400万円
			120万円(平成24年度完了)	420万円
			150万円(平成25年度以降)	450万円
	市内津波防災区域外で住宅ローンを利用しないで建設・購入(経費補助)	200万円	100万円(平成23年度完了)	300万円
120万円(平成24年度完了)			320万円	
150万円(平成25年度以降)			350万円	
借り入れをして住宅を補修	100万円	50万円	150万円	
借り入れをしないで住宅を補修	50万円	50万円	100万円	
東松島市内の民間賃貸住宅に入居災害公営住宅に入居		10万円		
市外の津波浸水区域で被災	100万円	年度区分なし	150万円	
市内の非浸水区域で被災(住宅を解体した場合)	100万円	年度区分なし	150万円	
市内・市外で被災	東松島市内の災害公営住宅への入居に限り		10万円	

- (注)1 経費補助は経費(建設購入費・補修費)から、生活再建支援制度の加算支援金を控除した費用が対象です。  
 (注)2 各完了年度は、建物の登記事項証明書(全部事項証明書)における「登記の日付」となります。  
 ※[登記の日付]が確認できない場合は、検査済証に記載されている検査年月日等になります。  
 (注)3 防災集団移転事業、かけ地近接等危険住宅移転事業の申請者で、拡充の対象となる方には市よりご案内します。  
 (注)4 市内の災害公営住宅への引越し補助は、市内・市外の非浸水区域の方も対象となります。  
 (注)5 補修の申請は、賃借人による借家・アパートの補修は対象外です。  
 (注)6 申請は、再建した住宅1戸につき1件とし、1回限りです。(ただし、拡充策は除く)

## 被災時の要件

- 震災発生時、市内の津波防災区域(建築制限区域)または市内外の津波浸水区域に居住していた方のうち、全壊・大規模半壊・半壊のり災判定を受けた方
- 浸水区域外に居住していた方のうち、り災判定が半壊以上で、当時居住していた住宅を解体した方

## 再建の要件

- 市内で住宅を建設購入または補修する方
- 市内の津波浸水区域に居住していた方のうち、仮設住宅などに避難し、世帯全員が定住先として市内の民間賃貸住宅を賃借する方、または市内外で被災し市内の災害公営住宅に入居する方
- 市内の津波防災区域に居住していた方のうち、かけ地近接等危険住宅移転事業(以下、「かけ近事業」)の適及適用の対象となる方  
 ※かけ近適及の申請済で、市外で再建した方は、拡充の対象外です。
- 震災の地震被災により住宅を解体し、市内で住宅を建設購入された方

## 被災住宅再建支援事業等の支援内容(拡充策の対象外含む)

- 津波被災住宅の再建支援事業:津波被災の方が市内で住宅再建する場合  
 ⇒表.再建支援内容
- かけ近事業の適及事業:津波防災区域の方が平成25年6月30日までにかけ近事業の一部または全部の補助を受けずに津波防災区域外で住宅再建を開始した場合  
 ⇒建設利子等補助最大708万円、引越し費用上限78万円
- 市内の防災区域内で被災し、民間賃貸住宅または災害公営住宅に入居する場合  
 ⇒引越し費用 上限80.2万円
- 市外で津波により被災し市内で住宅再建する場合  
 ⇒上限150万円
- 震災の地震により住宅を解体し、市内において住宅を建設購入した場合  
 ⇒上限150万円
- 市内(防災区域外)または市外で被災し、市内の災害公営住宅へ入居する場合  
 ⇒引越し費用 上限10万円

## 申請方法

- 【まだ申請されていない方】**  
 申請は完全予約制で受付します。電話で予約のうえ、窓口にお越しください。  
 (予約受付:平日9時~17時)
- 【申請済で拡充対象の方】**  
 順次、市から案内を郵送します。(郵送受付)

## 申請の際に添付が必要なもの(まだ申請されていない方)

- り災証明書(原本)
- 補助金振込先の預金通帳(申請者の口座)
- 手続きに来る方の身分証明書
- 印鑑(認印可、スタンプ印不可)
- 住宅の建設購入または補修に係る契約書(原本)と領収書(原本)  
 ※補修の場合で契約書がない場合は、工事内容がわかる請求書・見積書・工事内訳書の原本など。

## 建設・購入の申請の場合

- 取得した家屋と土地の登記事項証明書(原本)
- ※家屋が未登記の場合は、建築完了検査済証。

## 利子補助を申請する方(建設・購入、補修)

- 金銭消費貸借契約書(ローンの契約書、原本)
- ※特約書等ある場合は、特約書等もお持ちください。
- 返済予定明細書(原本)

## 地震被災住宅の再建補助を申請する方(建設・購入)

- 被災住宅の閉鎖事項証明書(登記)または環境課で発行した解体証明書(本市に解体工事を依頼した場合)

■問 生活再建支援課生活再建支援班 ☎内線1492

# まちの情報広場

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111  
代表FAX 0225-82-8143  
〈東松島市内での固定電話の市外局番 0225〉

## 身体障害者等に対する軽自動車税減免のお知らせ

身体障害者等の方が所有している軽自動車で、通院・通学等のために使用している場合、軽自動車税の減免が受けられます。

※障害者1人につき普通自動車を含め1台限り。

なお、障害等級種別、障害者本人が所有する(身体障害者が18歳未満、知的障害者および精神障害者の場合は、生計を一にする家族が所有でも該当)などの要件があります。

■申請期間 5月25日(月)まで

※市税条例第90条に基づき、期限を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳等 ②運転する方の運転免許証
- ③軽自動車税納税通知書 ④印鑑(認印可、スタンプ印不可)
- ⑤自動車車検証 ※昨年度の減免者には、「減免申請書」を郵送します。

## 被災自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置のお知らせ

東日本大震災による被災自動車等に代わるものとして、平成25年4月1日から平成28年3月31日までに取得した軽自動車等について、取得した年度の翌年度の軽自動車税が非課税となります。(4月1日に取得した場合は、その年度の軽自動車税も非課税となります)

※非課税措置を受けるためには、申請が必要です。

■申請に必要なもの

- ①被災した自動車等であることがわかる書類
- ②被災した自動車等の所有者や標識番号がわかる書類
- ③代替で取得した軽自動車等の所有者や標識番号がわかる書類
- ④印鑑(認印可、スタンプ印不可)

■軽自動車税に関する問 税務課住民税班 ☎内線1138・1139・1147

## 平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴う軽自動車税の税率改正があり、平成27年度から下記のとおり税率が変わります。

区分	現行	改正後					
		平成27年度	平成28年度以降 重課分(注2)				
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	同左	2,000円	—		
	2輪	50cc超~90cc以下	1,200円	同左	2,000円	—	
		90cc超~125cc以下	1,600円	同左	2,400円	—	
	3輪以上	20cc超~50cc以下 (ミニカー)	2,500円	同左	3,700円	—	
軽自動車	2輪(250cc以下) (側車付のものを含む)	2,400円	同左	3,600円	—		
	3輪	(注1) 3,100円	→	3,900円	同左	4,600円	
	4輪以上	乗用	営業用(注1)	→	6,900円	同左	8,200円
			自家用(注1)	→	10,800円	同左	12,900円
	4輪以上	貨物用	営業用(注1)	→	3,800円	同左	4,500円
			自家用(注1)	→	5,000円	同左	6,000円
	もっぱら雪上を走行するもの	2,400円	→	—	—	—	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	→	同左	2,400円	—	
	その他	4,700円	→	同左	5,900円	—	
2輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	→	同左	6,000円	—		

(注1)平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車については、平成27年度以降も現行の税率のまま課税されます。

(注2)初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した3輪以上の軽自動車については、平成28年度から重課分に記載された税率が適用されます。平成28年度から重課分の税率が適用される軽自動車は、平成14年12月以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車です。

※初めて車両番号の指定を受けた年月については、自動車検査証(いわゆる「車検証」)の初度検査年月または初度登録年月に記載されています。

## 災害公営住宅の入居に関する相談を開催【要予約】

東日本大震災で被災し、現時点で住宅再建が決定していない世帯を対象に、災害公営住宅入居に関する内容や入居資格についての相談受付を行っています。

■対象 すでに災害公営住宅入居申込みの方を除いた、今後の再建に市内の災害公営住宅入居を希望する方

■相談日時 相談は随時行っていますが、平日の午前(9~12時)と午後(13~17時)になります

■申し込み 下記まで、電話で申し込みください

※入居仮申し込みを行う際の事前相談になりますので、未申請の方は必ず相談を行ってください。



### 【災害公営住宅の入居資格】

東日本大震災により住居が全壊(全流失)された方、または住居が大規模半壊・半壊し、解体を余儀なくされた方で、現在定住できる住まいに困窮している方です。

持ち家がある方や公営住宅に入居している方(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に入居している場合や居住人数に間取りが適合せず困窮しているなどの場合は除く)、申込者および同居を予定している人が暴力団員の場合などは、申し込みできません。

上記のほか、連帯保証人1人(困難な場合は相談のうえ、緊急連絡人1人)が必要です。

■災害公営住宅の入居募集および相談予約の問  
建設課復興住宅班 ☎内線2262~2264

## 野蒜地区 借り上げタクシー試運行のお知らせ

東松島市地域公共交通活性化協議会では、震災の影響により一部区間で不通となっていたJR仙石線の開通に伴い、高台に移設した野蒜駅および東名駅と移転元地をつなぐ交通弱者対策として、移転元地に居住する対象者に対し借り上げタクシーを運行します。

■対象 野蒜・東名・新東名地区に居住する65歳以上の高齢者の方、障害者手帳、療育手帳を持つ方、妊婦の方

■料金 無料 ※会員登録後に自由に乗車が可能になります。

■運行範囲 指定箇所(6箇所)から野蒜駅および東名駅まで

- ①旧野蒜駅 ②野蒜市民センター ③東名地区バス待合所
- ④旧東名駅 ⑤新東名風の子公園 ⑥東名地区ふれあいセンター

■運行期間および借り上げ時間帯

5月30日(土)~平成28年3月31日(木)(土日祝日および年末年始も運行します)

※運行時間は午前4便・午後4便を予定しており、JRダイヤ改正後にお知らせします。

■利用方法 ・利用する方は、事前に会員登録が必要となります。

・利用する1時間前までに奥松島観光タクシーへ電話予約をし、希望時間帯に利用することになります。 ※8時の便のみ、前日までの予約が必要。

※登録・予約方法、運行時間などの詳しい内容は、市報5月15日号にてお知らせします。

■問 東松島市地域公共交通活性化協議会

(事務局:復興政策課地域振興班) ☎内線1231・1234・1232

## 東松島市内の放射線測定

市では現在、市役所本庁舎西側通用口付近に文部科学省の放射線測定可搬式モニタリングポストを設置していることから、この測定結果を掲載します。

空間放射線線量率調査結果(市役所西側通用口付近 地上1m:午前8時現在)						
測定月日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日	4月21日
測定値(単位:μSv/h)	0.032	0.031	0.032	0.032	0.032	0.037

※原子力規制委員会のホームページでリアルタイムの測定結果を公表しています。

http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/

■問 環境課環境班 ☎内線1155

# まちの情報広場

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111  
代表FAX 0225-82-8143  
(東松島市内での固定電話の市外局番 0225)

## 平成27年度 狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、「生涯1回の登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けること」が定められています。狂犬病予防注射の接種方法は、「市が行う集合注射」と「個別に動物病院で行う注射」の2つの方法があります。

### ●市が行う集合注射で受ける方

市が行う集合注射を右記の日程・会場で行いますので、ご確認のうえ、最寄りの会場で接種してください。

### ■平成27年度 狂犬病予防集合注射料金表

	新規登録の場合	登録済みの場合
狂犬病予防注射料	2,470円	2,470円
注射済票交付手数料	550円	550円
新規登録手数料	3,000円	—
合計	6,020円	3,020円

### ■必要なもの 狂犬病予防集合注射案内通知書

※4月1日の登録情報で、飼い主の方に郵送済。

### ●個別に動物病院で受ける方

下記の動物病院では、狂犬病予防注射接種の際に、注射済票の交付を受けることができます。また、新規の登録手続きも実施しています。

### ■狂犬病予防注射済票交付病院

動物病院名	所在地	電話番号
早坂動物病院	東松島市赤井字川前二224-4	0225-84-1622
オーク動物病院	東松島市大曲字堰の内南119-2	0225-83-9707
シートン動物病院	石巻市立町1丁目4-17	0225-22-6100
首藤動物病院	石巻市須江字関ノ入101-2	0225-73-2034
崑山獣医科医院	石巻市広刈字砂310	0225-73-2478
ぐりーむ動物病院	石巻市伊原津1丁目4-30	0225-92-5622
佐藤獣医科医院	石巻市北上町長尾字下沢35	0225-67-3024
こんどう動物病院	石巻市宇田川町2-12	0225-25-1230

### ■必要なもの 狂犬病予防集合注射案内通知書

※4月1日の登録情報で、飼い主の方に郵送済。

※上記の病院以外で受けた場合は、狂犬病予防注射を受けた証明書を受取り、注射済票交付手数料(550円/1頭)を持参のうえ、市役所環境課または、鳴瀬総合支所で、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

### ■問 環境課環境班 ☎内線1154・1155

## ■平成27年度 東松島市 狂犬病予防集合注射日程表

実施日	実施場所	実施時間
5月19日(水)	1 平岡地区センター(牛瀬地区学習等共用施設)	9時～9時10分
	2 往還地区センター(小野駅前地区集会所)	9時20分～9時30分
	3 小野市民センター	9時40分～10時
	4 中下地区センター(中下公民館)	10時10分～10時20分
	5 大塚地区センター(大塚公民館)	10時30分～10時40分
	6 旧東名駅前(新東名)	10時50分～11時
	7 里浜地区センター(里浜公民館)	11時15分～11時25分
	8 田室浜地区バス停前	11時35分～11時45分
	9 亀岡地区センター(亀岡地区学習等共用施設)	12時～12時10分
	10 浅井地区センター(浅井公民館)	12時20分～12時30分
5月20日(木)	11 舘の内地区センター(舘の内地区学習等共用施設)	9時～9時15分
	12 大曲地区センター(大曲地区学習等共用施設)	9時25分～9時40分
	13 大曲市民センター	9時50分～10時10分
	14 南区西地区センター(南赤井地区学習等共用施設)	10時20分～10時30分
	15 柳地区センター(柳地区集会所)	10時40分～10時50分
	16 南区東地区センター(川前集会所)	11時～11時10分
	17 上町東地区センター(上町地区集会所)	11時25分～11時35分
	18 矢本保衛相談センター	11時45分～12時15分
5月21日(金)	19 道地地区センター(道地地区学習等共用施設)	9時～9時10分
	20 鹿妻地区センター(鹿妻地区学習等共用施設)	9時20分～9時30分
	21 グリーンタウン矢本③仮設住宅 集会所前	9時45分～9時55分
	22 大塩市民センター	10時05分～10時25分
	23 喜松地区センター(農業構造改善センター)	10時35分～10時45分
	24 川下地区センター(川下公民館)	10時55分～11時05分
	25 上下堤地区センター(上下堤市民センター)	11時20分～11時30分
	26 西福田下地区センター(西福田下集会所)	11時40分～11時50分
	27 小分木地区センター(小分木生活センター)	12時05分～12時15分
	28 大島地区センター(大島生活センター)	12時25分～12時35分
5月22日(土)	29 矢本東市民センター(下町地区センター)	9時～9時20分
	30 前里・沢田地区センター(小島地区学習等共用施設)	9時30分～9時40分
	31 手招地区センター(手招集会所)	9時50分～10時
	32 倉入地区センター(倉入担い手センター)	10時10分～10時20分
	33 裏沢地区センター(裏沢生活センター)	10時30分～10時40分
	34 上区地区センター(上区生活センター)	10時50分～11時
	35 中区地区センター(北赤井地区学習等共用施設)	11時10分～11時20分
	36 下区地区センター(下区生活センター)	11時30分～11時40分
	37 谷地地区センター(農村婦人の家)	11時55分～12時05分
	38 立沼農村公園	12時20分～12時30分

※前回(昨年度)と変更になった会場がありますので、ご注意ください。

## 平成27年国勢調査 調査員募集

平成27年10月1日を基準日として、全国で全世帯を対象に国勢調査が実施されます。

国勢調査は人口に関する全数調査で、国内の人口・世帯の実態を明らかにし、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料など、幅広い分野での活用を目的としています。

全世帯が調査の対象となることから、本市では調査に協力していただく調査員が約200人必要となります。

調査員は非常勤の公務員です。責任を持って調査のできる方を募集しています。

### ■対象

- ・市内に在住している満25歳以上の責任を持って調査のできる方
- ・警察、選挙、税務事務に従事していない方
- ・調査で知り得たことなどの秘密を守る方
- ・行政区長からの推薦を受け、すでに東松島市登録調査員に登録されている方以外

### ■任命期間 8月中旬～10月下旬(予定)

### ■調査員の業務の主な流れ

- 8月下旬 1.調査員事務説明会(2時間程度)への出席
- 9月上旬～中旬 2.担当調査区の確認、インターネット回答の利用案内等の配付
- 9月中旬～下旬 3.インターネット回答がなかった世帯に調査票を配布
- 10月上旬～中旬 4.調査票の回収および点検
- 10月中旬～下旬 5.調査票の提出

### ■報酬 1調査区あたり3万8千円程度を予定

※担当調査区数、世帯数により変動します。

### ■募集人数 50人程度 ■募集期間 5月29日(金)まで

■申し込み 申込用紙は本庁舎2階復興政策課で配布します。提出は、本庁舎2階復興政策課までお越しください。

書類を審査したうえで後日通知します。

### ■問 復興政策課復興政策班 ☎内線1232

## 毎月11日は「市民防災の日(市民防災デー)」です

～宮城県北部連続地震から12年、東日本大震災から4年2カ月～

5月のテーマは「家の中の安全対策の確認」です。

大きな災害が発生した際に、家具などが転倒し、けがをしないようにするためには、日頃から家の中の安全対策が必要です。家の中の危険を減らすことで逃げる際の安全確保にも繋がります。家具の転倒や落下の危険を減らし、安全対策に努めましょう。

### ■家の中の安全対策チェックリスト(左の欄に☑チェックを入れましょう)

家の中に逃げ場として安全な空間を作る	人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースが出来るよう配置換えをする。
寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない	就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは、逃げ遅れる可能性がある。
安全に避難できるように出入口までの通路に家具など、倒れやすいものを置かない。また、玄関に重い物を置くと、いざという時に出入口をふさいでしまうこともある。	玄関などの出入口までの通路に、家具など、倒れやすいものを置かない。また、玄関に重い物を置くと、いざという時に出入口をふさいでしまうこともある。
家具は倒れにくいように置く	家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱に寄りかかるように固定する。畳の上に置く場合は、家具の下に板を敷く。

### ■家具の転倒、落下を防ぐポイント

- ・タンス、本棚・L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合は、つなぎ目を金具でしっかり連結しておく。
- ・冷蔵庫・2ドアの場合は、扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。
- ・食器棚:L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下に、軽い食器は上のほうに置く。
- ・テレビ:できるだけ低い位置に固定して置く(家具の上は避ける)。また、テレビの上には、物を置かない。
- ・照明器具:チェーンと金具を使って数ヶ所とめる。蛍光灯は、蛍光管の両端を耐熱テープでとめておく。

### ■問 東松島市自主防災組織連絡協議会(事務局:防災課危機対策班) ☎内線1168



■問 市民協働課協働推進班 ☎内線1281

### 東松島市地区自治会制度への取り組み…⑤

市では、平成29年4月からの地区自治会制度移行に向けて、「ガイドライン」を作成し、制度内容や組織づくり、新たな交付金の算定方法などについて、各地区で説明会を開催してきました。

各地区では、さまざまな意見や質問をいただきましたが、基本的な質問や各地区で多かった質問を、下記のとおりまとめましたので、一部抜粋してお知らせします。

今後の自治会組織づくりや運営などへの参考となるものと考えられますので、地区での協議などにお役立てください(回答や方針については、現時点での考え方となります。今後、一部変更となる場合もあります。あらかじめご理解ください)。



■問 市民協働課 協働推進班 ☎内線1281

項目	意見や質問内容	回答・方針など	項目	意見や質問内容	回答・方針など
組織	地区自治会の組織構成やこれまでの地区センター組織はどうなりますか	これまでの地区センター組織を基本の単位とする組織で構成します。行政区と地区センターの組織は自治会組織として一本化となります	役員	自治会移行後の土木委員や民生委員等の役割はどうなりますか	土木委員は、自治会ごとに配置をお願いします。世帯数など、地区の状況により兼務での対応、配置も可能です。民生委員は国からの委嘱であり、民生委員の報酬は出ていません。なお、民生委員活動に支障がないのであれば、他の役職を兼務することも可能と考えます
	世帯数が多い地区や少ない地区はどうなりますか	世帯数は250世帯程度を基本としていますが、これまでの歴史や文化、慣習などにより世帯が少ないまたは多いなどにより一顧に強制はできないものと考えています。しかし、10年先、将来を見据えて役員選出や活動が困難にならないように、地区の実情などを考慮しつつ、今後、地区と行政で協議していく考えです		管理人の報酬は、交付金化になりませんか	施設は市の所有物となっているため、万が一の事故等が発生した場合等を考慮し、現在のところ市長からの委嘱となっています。防火管理者も同様です。今後、交付金化に向けて検討していきます
自主防災	自主防災組織のあり方はどうなりますか。また、役員の中に防災担当という役職が加わったが自主防災組織との違いや命令系統はどうなりますか	自治会の中に組み入れることができます。また、これまでどおりの組織体制の継続も可能です。地域の実情に即した自主防災組織活動をお願いします。防災担当は自主防災組織を自治会と別組織にする場合、連携を図る意味で設置します。命令系統は自治会内に自主防災組織を組み入れた場合は自治会長、自治会と自主防災組織が別組織となった場合は、自主防災の代表者が指揮するものと考えます	源泉徴収	役員の報酬に対する源泉徴収票の作成はどのようになりますか	業務に対しての対価という報酬は基本、源泉徴収が必要であると認識しており、その手続きを現状では、希望により市で代行しています。活動実費相当経費分であれば不要という見解も一部あります。今後は各地区で手続きが生じることも念頭に置きながら、現在、税務署などと協議を行いますので時間をいただきたいと思います
	交付金の基準額はどのようにして決定しているのですか。交付金の最低基準額が高いように感じます	全体総額を基本として、現状となるべく大差がないよう配慮しました。増減する地区については3年に限り段階的に増減となるよう調整をはかります。世帯数が少ない地区も最低限の活動ができるように地区の広さ等も基準額により考慮、調整をしました		新しい源泉徴収票の制度にはマイナンバーが付くことになりませんか	会社、企業でも新制度では個人から確認してマイナンバーを付すことになっています。国の制度方針ですので、それに従うことになりす
交付金	交付金の基準額が少なく、小さい地区の負担が大きく、いままでも地区で行っていた事業を実施することは難しいと思います	以前から世帯数の多い地区、少ない地区で同額の報酬は課題となっていました。今回の見直しについては、出来るだけ、これまでの金額と大きく変わらないよう配慮し、なおかつ分かりやすい算定方法としたものです。交付金に増減がある場合は3年に限り調整を図っていきます	事務	自治会の事務手続き会計などが複雑になりませんか	交付金の申請や実績は、基本、市民センターがこれまでの地区センター組織で行っていたことと同様であり、地区で話し合いをしながら分担、協力をお願いします。必要により事務局職員を配置する地区もあります
	算出された交付金額で自治会役員の報酬や事業費として賅うということであれば、交付金は人件費に全てあててもいいのですか。また、交付金の決算報告は必要でしょうか	基本的には人件費相当分としての交付金となりますが、地区の課題解決や事業に充てることも可能です。決算報告は、基本的には不要で採算も可能ですが、地区の皆さんが納得するよう地区内での報告、監査等により透明性を図り、適正な管理をお願いします。源泉徴収票の作成時など誰にいくら支払いをしたのかなどで提出が必要な場合がありますので取りまとめのうえ報告できるようにしていただきます		各担当役員への会議案内通知や文書などは必ず自治会長とおして守秘義務違反の罰則などはあるのでしょうか	通知文書や会議案内などは、地区によって取扱いが違うので、地区ごとの対応ということも考えられます。今後、調整を図っていきます
制度	これまでの制度を変える必要があるのでしょうか。地区自治会を作ることに伴うメリットはどのようなことですか	協働のまちづくりの方針として、課題として挙げられてきた将来的な少子高齢化や役員負担の不足等に対応するため、組織、役員のスリム化を図ることと交付金化によることで、地区の状況に合わせた自由な役員配置が可能になるほか、交付金を課題解決のために活用することも可能となるものです	個人情報	現在の区長などは市長からの委嘱であり、非常勤特別職として補償があるが自治会長の場合はどうなりますか	現在、市で地区センターの活動を補償する保険に加入しているが、その中で合わせて補償を考えています。自治会長だけでなく地区で活動していただく役員は、同じように補償することが必要と考えています。自治会で別途、保険に加入することも検討していただくことをおすすめします
	自治会制度は職員の削減と経費削減のために地区へ仕事をしってもらうことが目的ではないのですか	地区と市が対等の立場で協力しながら行っていくという協働のまちづくりのひとつになります。10年先、将来を考えたときに高齢化や少子化などで地区の運営が難しくなることが予想され、職員削減、財政的不安などを考慮し、先を見据えた取組みとなりますのでご理解をお願いします		地区センターの維持管理費はどうなるのか。維持管理の交付金額は変わりますか	当面、これまでと同様に市で交付金として別途交付します。基本として現状の交付金から大きく変えることはありませんが、何らかの理由で実際の経費と大幅に差があれば調整も行います

### あったかいホールからのお知らせ

チャレンジショップ(あったかいホール1階)では、地元旬の野菜・海苔や手作り小物を販売しています。ぜひお越しください。

手作りチャレンジクラブ ※申し込みは電話受付。

★布草履教室

■日時 5月16日(土)・28日(木) 13時~16時 ■材料費 500円

★楽しい手作り~ピースで作るメガネホルダー~

■日時 5月26日(火) 13時~16時 ■受講料 500円

★健康麻雀教室

■日時 5月8日(金)・14日(木)・22日(金)・29日(金) 13時~16時 ■受講料 500円



### 「あったかいホール」開館時間のお知らせ

■チャレンジショップ(1階) 10時~16時、日曜休館

■問・申し込み ☎98-6061 FAX:98-6062

### 東松島市婚活イベント開催のお知らせ

26年度開催した東松島スイーツコンに続き婚活イベントを開催します。

■日時 6月21日(日)13時~

■場所 蔵しっくパーク

■対象 20歳から40歳までの独身の方。男性は東松島市在住、女性は地域不問

■定員 男女ともに15人 ※先着順。 ■参加費 男女ともに3,000円

■締切日 6月8日(月)17時

※参加者には希望により6月14日(日)女性:14時、男性:15時30分から事前研修会を開催します。詳しい内容は、市報5月15日号に掲載します。

■主催 東松島市 東松島婚活プロジェクト

■問・申し込み 東松島みらいとし機構 ☎98-7311